

》ごみ処理施設への直接搬入について

引っ越しや大掃除などでごみがたくさん出る場合は、自分でごみ処理施設に直接搬入されるか、または一般廃棄物収集運搬業者（39 ページ）に依頼してください。

施設へ直接ごみを搬入する場合は、指定ごみ袋や収集券を使う必要はありません。指定ごみ袋に入れて搬入されても右記手数料をいただきます。

なお、搬入届出書をダウンロードし、事前に必要事項を記入してお持ちいただくとスムーズに搬入できます。（出雲市のホームページから「ごみ処理施設搬入届出書」と検索）

処理手数料 ※現金のみ （全施設共通）

家庭ごみ	10kg あたり	52 円
事業ごみ	10kg あたり	157 円

燃えるごみの搬入先



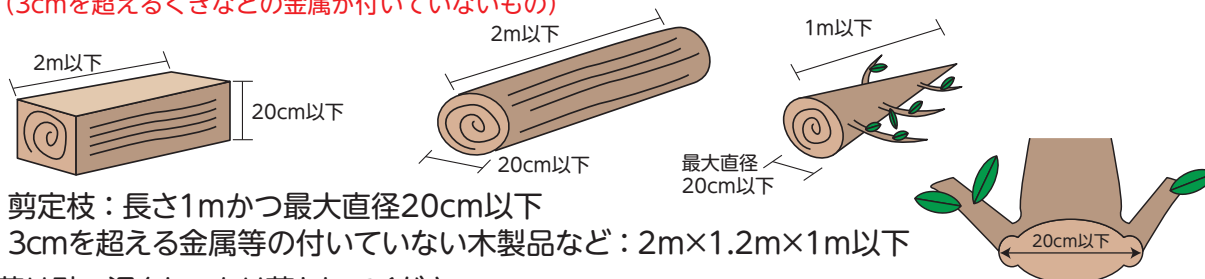
燃えるごみの搬入は、場内の案内に従い以下①～③の手順でお願いします。



燃えるごみ搬入時の注意点

①搬入物の大きさは次の制限以内にしてください。

- ・板材・角材など棒状のもの：長さ2mかつ20cm角以下または直径20cm以下
(3cmを超えるくぎなどの金属が付いていないもの)



- ・剪定枝：長さ1mかつ最大直径20cm以下
- ・3cmを超える金属等の付いていない木製品など：2m×1.2m×1m以下

②草は砂、泥をしっかりと落としてください。

③草を搬入する場合は最大積載量2トン以下の車両で搬入してください。

④剪定枝を搬入する場合は、最大積載量4トン以下の車両で搬入してください。

⑤大きな布類(シーツ・カーテンなど)や長尺のもの(ロープ・ホースなど)は指定ごみ袋程度の袋(～40ℓ)に入れてお持ちください。

⑥3cmを超える金属類・セラミックスなどが混入すると、出雲エネルギーセンターの機械が破損してごみ処理ができなくなりますので、分別をして持ち込んでください。

⑦ごみを下ろす場所は、職員の誘導、指示に従ってください。

⑧できるだけ釣銭が要らないよう小額硬貨のご用意をお願いします。

出雲エネルギーセンターへ搬入できないごみ

- ❌ 出雲市以外で発生したごみ → ごみが発生した地域の市区町村へお問い合わせください。
- ❌ 産業廃棄物 → 出雲保健所(☎0853-21-1197)へお問い合わせください。
- ❌ 金属主体のごみ、家電製品、リチウムイオン電池を含む製品(電子タバコ、モバイルバッテリーなど) → 「破碎ごみ」として収集に出すか、燃えないごみ処理施設へ直接搬入してください。
- ❌ 水銀を含む製品(水銀血圧計、体温計) → リサイクル品として収集に出すか、燃えないごみ処理施設へ直接搬入してください。
- ❌ 自動車のタイヤ・自動車のオイル・薬品類 → 専門業者へご相談ください。
- ❌ 感染性医療廃棄物(注射針など) → 医療機関・薬局・薬店へご相談ください。

ペットボトル・古紙類・衣類は、ごみ減量化および環境への配慮のため、リサイクルへ出してください。



燃えないごみの搬入（破碎ごみ・埋立ごみ・粗大ごみ）

施設へ直接ごみを搬入する場合は、指定ごみ袋や収集券を使う必要はありません。指定ごみ袋に入れて搬入されても右記手数料をいただきます。

なお、搬入届出書をダウンロードし、事前に必要事項を記入してお持ちいただくとスムーズに搬入できます。（出雲市のホームページから「ごみ処理施設搬入届出書」と検索）

処理手数料 ※現金のみ （全施設共通）

家庭ごみ	10kg あたり	52 円
事業ごみ	10kg あたり	157 円

燃えないごみの搬入先

出雲クリーンプラザ

- 搬入できる区域** 市内全域
- 住 所** 出雲市西神西町1732番地3
- 受付時間** 月～金 8:30～16:30
土 8:30～11:30

日曜日、祝日、振替休日、
12/30～1/4は受付しません。

お問い合わせ ☎0853-43-3741

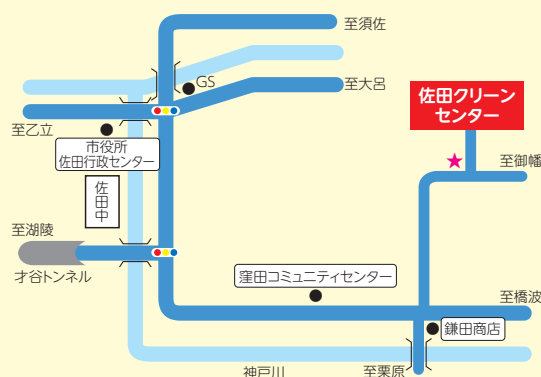


平田不燃物処理センター

- 搬入できる区域** 市内全域
- 住 所** 出雲市十六島町1485番地2
- 受付時間** 月～金 8:30～16:30
土 8:30～11:30

日曜日、祝日、振替休日、
12/30～1/4は受付しません。

お問い合わせ ☎0853-66-0805



佐田クリーンセンター

- 搬入できる区域** 佐田地域在住の方のみ
- 住 所** 出雲市佐田町大呂2865番地1
- 受付時間** 木 13:30～16:30
日 13:30～16:30

月・火・水・金・土、祝日、振替休日、
12/30～1/4は受付しません。

お問い合わせ ☎0853-84-0129

斐川クリーンステーション

搬入できる区域 市内全域
住 所 出雲市斐川町学頭3215番地
受付時間 月～金 8:30～16:30
 土 8:30～11:30

日曜日、祝日、振替休日、
 12/30～1/4は受付しません。

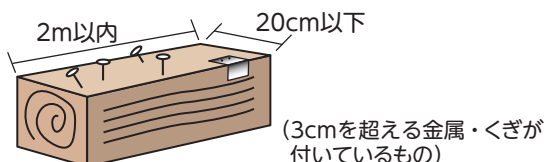
お問い合わせ ☎0853-72-1113



燃えないごみ搬入時の注意点

①搬入物の重さは50kg以下とし、大きさ（長さ）は次の制限以内にしてください。

- ・棒状のもの：長さ2m以下かつ直径20cm以下（板材・角材は20cm角以下）
 ※最長辺3cmを超える大きさの金属や硬質プラ素材のものが付いている場合のみ（3cm以内の場合の搬入先は、出雲エネルギーセンターです。）
- ・家具など：2m×1.2m×1m以下



- ②排出者本人等（排出者の同居家族を含む）、または一般廃棄物収集運搬業許可業者以外の方（業者）は搬入できません。
- ③「破碎ごみ」と「埋立ごみ」は、施設内での降ろし場所が違います。事前に分別して搬入してください。
- ④できるだけ釣銭が要らないよう小額硬貨のご用意をお願いします。

燃えないごみ処理施設へ搬入できないごみ

- ❌ 出雲市以外で発生したごみ → ごみが発生した地域の市区町村へお問い合わせください。
- ❌ 産業廃棄物 → 出雲保健所（☎0853-21-1197）へお問い合わせください。
- ❌ じゅうたん・カーペットなどの敷物類、使用済使い捨てカイロ、乾燥剤、保冷剤、ビデオテープ、カセットテープ → 「燃えるごみ」として収集に出すか、出雲エネルギーセンターへ直接搬入してください。
- ❌ 木製品など燃えるごみの素材のごみで、最長辺3cm以内の金属がついているもの → 「燃えるごみ」として収集に出すか、出雲エネルギーセンターへ直接搬入してください。（金属は1個3cm以内で複数個ついていても「燃えるごみ」です）
- ❌ その他の搬入禁止物
 ・充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）
 ・ボタン型電池
 ・家電リサイクル対象機器
 ・パソコン・消火器・ガスボンベ
 ・タイヤ・バッテリー・ミニバイク
 ・液体状のもの（ペンキ、薬品、エンジンオイルなど）
 ・感染性医療廃棄物（注射針など）
 → これら以外にも搬入禁止物があります。処分方法もあわせて「分別品目一覧表（50音順）」（27～38ページ）でご確認ください。不明な点があれば環境施設課までお尋ねください。

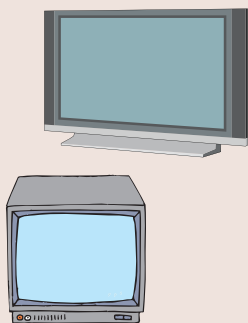
》家電リサイクル法対象機器の処分

以下の家電4品目については、家電リサイクル法に基づきリサイクルが行われています。
以下の処分方法に従って、適切に処分をしてください。

対象となる家電とリサイクル料金の例

テレビ (ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式)	洗濯機 衣類乾燥機	冷蔵庫・冷凍庫	エアコン
15型以下…1,870円 16型以上…2,970円	2,530円	170ℓ以下…3,740円 171ℓ以上…4,730円	990円

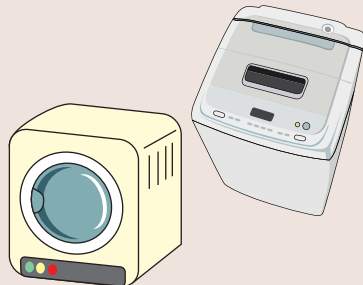
●テレビ



主要メーカーの令和2年7月現在の公表料金を記載しています。

料金はメーカーにより異なる場合がありますので、家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

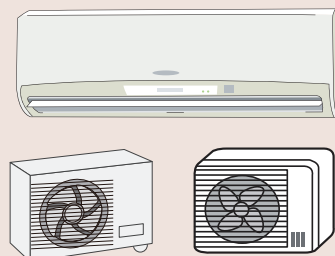
●洗濯機／衣類乾燥機



●冷蔵庫／冷凍庫



●エアコン



家電リサイクル券センター

 0120-319640 FAX03-3903-7551

受付時間：午前9時～午後6時（日・祝日を除く）

ホームページ：<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

処分方法1

購入した販売店、または買い替えをする販売店に引取りを依頼する。これらの販売店には引取りの義務があります。

必要な費用＝**リサイクル料金**＋**収集運搬料金**（料金は販売店に直接お問い合わせください）

処分方法2

自ら、指定引取場所に持ち込む。

必要な費用＝**リサイクル料金**＋**振込手数料**

手順① 処分する家電の大きさとメーカーを確認の上、郵便局でリサイクル料金を支払う。

手順② 郵便振替払込受付証明書を貼付した家電リサイクル券を持参し、指定引取場所に持ち込む。

※指定引取場所は変わることがあります。

現在の引取場所の確認はこちらから



指定引取場所

株式会社ヒカミ
出雲市知井宮町 7-1
☎ 0853-22-1322

（至 出雲市内）



処分方法3

近くの家電店に引取りを依頼する。
（引取り可能かどうか直接お問い合わせください）

必要な費用＝**リサイクル料金**＋**収集運搬料金**（料金は家電店に直接お問い合わせください）

処分方法4

家電リサイクル券を発券できる業者（39 ページ）に依頼する。

必要な費用＝各業者へお問い合わせください。

》パソコンの処分

家庭で不用になったパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、メーカーなどによるリサイクルが行われています。以下の処分方法に従って、適切に処分をしてください。

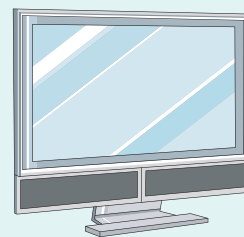
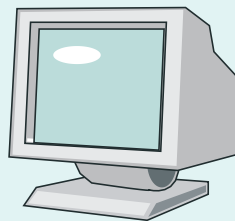
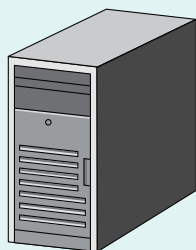
対象となるパソコン

●ノートパソコン

●デスクトップパソコン（本体）

●CRTディスプレイ及び
CRTディスプレイ体型
パソコン

●液晶ディスプレイ及び
液晶ディスプレイ体型
パソコン



申込み先

メーカー製の
パソコン

各メーカーへ
お申込みください。
※パソコン3R推進協会のホーム
ページで問合せ先を確認でき
ます

・自作パソコン
・倒産・撤退した
メーカーのパソコン
・海外で購入した
パソコン

パソコン3R推進協会へ
お申込みください。

お問い合わせ先

一般社団法人 パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685

受付時間

午前 9時～正午／午後 1時～午後 5時
（土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ

<https://www.pc3r.jp/>

ホームページで排出方法及び主なメーカー
の回収先の詳細を確認できます。

申込み後の流れ

- ①メーカーまたはパソコン3R推進協会からゆうパック伝票が送られてきます。
（パソコンによってはリサイクル料金の支払いが必要な場合があります）
- ②パソコンを梱包し、送られてきたゆうパック伝票を貼ります。
- ③郵便局へ持ち込み、送付します。



平成 15 年 10 月以降に販売されたパソコンには PC リサイクルマーク（左図）が表示されており、リサイクル料金が購入時にすでに支払われていますが、平成 15 年 10 月までに販売されたパソコンはリサイクル料金が必要です。

不法投棄は犯罪です！！

道路・空地・山・山林などに、ごみなどを不法に投棄することは犯罪です。
また、決められた集積場以外に、ごみを無断で持ち込むことも不法投棄です。
景観上・衛生上からも、決められたごみ処理をお願いします。

不法投棄禁止 違反の罰則

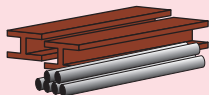
不法投棄をした者（未遂も含む）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役か1千万円以下の罰金、またはその両方、会社・団体などは3億円以下の罰金に処されます。



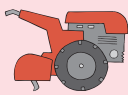
》 その他 市で収集しないごみ

正しく分別されていないごみや、市の処分場で処理できないごみは市で収集しません。
ごみ収集業者（39 ページ）あるいは、専門業者に直接依頼してください。
産業廃棄物については出雲保健所（農業系は J A）にお問い合わせください。

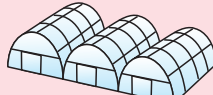
産業廃棄物



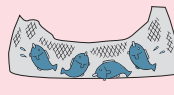
建築資材



農業用機械



農業用廃ビニール



漁網



育苗箱

オイル・農薬・成分不明のもの



ガスボンベ

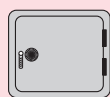


スプリングマットレス

19・32ページ参照



耐火金庫



未使用の花火

35ページ参照



販売店・専門業者へご相談ください。

バッテリー



このステッカーの貼ってある販売店に引取りを依頼してください

充電式・ボタン型電池



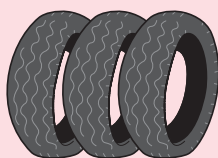
電気店などのリサイクル協力店または市役所本庁 4 階環境施設課窓口へ。
詳細は 13 ページ参照

携帯電話・スマートフォン



販売店で引き取ってもらうか市役所本庁 4 階環境施設課窓口にお持ちください。

タイヤ（自転車用を除く）



販売店に引取りを依頼してください

消火器



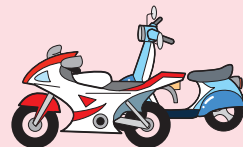
お問い合わせ

消火器リサイクル推進センター
☎03-5829-6773

受付時間9：00～17：00
（土・日・祝日・年末年始および
12：00～13：00を除く）
詳しくは…【ホームページ】<https://www.ferpc.jp/>

二輪車

（部品のみは対象外）



お問い合わせ

販売店または
二輪車リサイクルコールセンター
☎050-3000-0727

受付時間9：30～17：00
（土・日・祝日・年末年始などを除く）
詳しくは…【公財】自動車リサイクル促進センターホームページ
<https://www.jarc.or.jp/>

ペットの死体

市の収集に出すことはできません。 直接、出雲エネルギーセンターへお持ちください（20・21 ページ）。大きさは、50cm × 50cm × 50cm 以下で、箱に入るものに限りです。
※焼却後の灰はお返しできません。（処理料 3,142 円／頭）
なお、市内にはペットの火葬、納骨、供養などができる民間のペット葬祭施設があります。

事業所ごみの処理

事業所から排出されるごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けることができ、それぞれ処理方法が異なりますので、以下を参照のうえ、適正に処理をしてください。

産業廃棄物	島根県の許可をうけた産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。 詳細については、島根県廃棄物対策課のホームページを参照してください。
一般廃棄物	次の方法により、適正に処理をしてください。なお、市外で発生したごみは処理できません。 ① 自らごみ処理施設（20～23 ページ）に直接搬入して処理をする。 → 157 円／10kg の処理手数料が必要です。 ② 市が許可した業者（39 ページ）に処理を依頼する。 → 費用は、排出量や収集頻度により異なりますので、業者に直接確認してください。 ③ 一般家庭程度（1 回の収集につき指定ごみ袋・収集券のごみを併せて4個まで）で、近所の集積場に出すことができる場合は、例外的に市が収集します。事前に環境施設課へ申請が必要です。 → 集積場の使用については、町内会など集積場の管理者に直接相談してください。 （事業所だけの収集はしません）